

第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査に係る 指定病院等における不在者投票の留意点について

1 不在者投票をすることができる期間など（手引き1、3ページなど）

今回、衆議院議員総選挙の不在者投票をすることができる期間は、令和8年1月28日（水）から令和8年2月7日（土）までですが、最高裁判所裁判官国民審査の不在者投票をすることができる期間は、令和8年2月1日（日）から令和8年2月7日（土）までとなります。

また、衆議院議員総選挙と最高裁判所裁判官国民審査で、投票用紙等を交付又は郵送し始める日についても異なります。最高裁判所裁判官国民審査の投票用紙等の交付又は郵送は、審査の期日前7日（2月1日）以後となりますのでご注意ください。
※衆議院議員総選挙と最高裁判所裁判官国民審査の不在者投票を一括して行うときは、最高裁判所裁判官国民審査の不在者投票をすることができる期間（令和8年2月1日（日）から令和8年2月7日（土））に行っていただくと便利です。

2 投票用紙等の色について（手引き4ページ）

今回、「投票用紙」と「不在者投票用封筒」は次のように色分けしています。

封筒の色について、前回（第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査）で使用した色と異なりますので、特にこれらを混同することのないようにご注意ください。

不在者投票の区分		用紙の色	印刷の色
衆議院小選挙区 選出議員選挙	投票用紙	あさぎ（薄い水）色	黒色
	封筒	白色	青色
衆議院比例代表 選出議員選挙	投票用紙	ピンク色	黒色
	封筒	白色	赤色
最高裁判所裁判官 国民審査	投票用紙	うくいす色	黒色
	封筒	白色	黒色

3 不在者投票用封筒について（手引き5ページ）

不在者投票の際、選挙人が投票用紙に自書した後、投票用紙を各不在者投票用封筒に入れ、封（糊付け）をしていただくこととなりますが、今回交付する各封筒には、封をするための糊があらかじめついていない場合がありますのでご留意願います。